

台風時等における生徒の登下校と授業の実施について

1. 始業前に「暴風警報」又は「暴風雪警報」「特別警報」が、「伊賀地方」又は「県全域」「北中部」

に発令されている場合（以下、「伊賀地方」）

- (1) 生徒は登校させないで、「自宅待機」させてください。
- (2) 「暴風警報」又は「暴風雪警報」「特別警報」（以下、「暴風警報」等）が、午前11時においても解除されない場合は、その日の授業は中止しますので、登校させないでください。
- (3) 「暴風警報」等が、午前11時まで解除された場合は、午後から授業を行います。給食はありませんので、昼食をすませて登校させて下さい。始業時刻については、緊急メール配信等（登録されていないご家庭の生徒には、電話等）によりお知らせします。

※ 「暴風警報」等が、解除されても、道路・橋等の決壊、浸水等により登校に危険が予想される場合は、登校させないで、その旨学校に連絡（緑ヶ丘中学校：21-0815）してください。

2. 始業後に「暴風警報」又は「暴風雪警報」「特別警報」が、「伊賀地方」に発令された場合

- (1) 原則として、授業を中止し、すみやかに生徒を帰宅させます。
- (2) ただし、台風の状況、地域の道路・橋・浸水の状況等を判断して、安全に帰宅させることが困難と思われる場合は、学校で待機させ、緊急メール配信等（登録されていないご家庭の生徒には、電話等）を通じてご家庭と連絡を取ります。

3. 「大雨警報」や「洪水警報」が、「伊賀地方」に発令された場合

- (1) 原則として、授業は実施しますので、平常通り登校させてください。
- (2) ただし、局部的に相当量の雨が降り、通学路が危険な状態にあって、登校が困難と認められる場合は、自宅待機させてください。

4. 登校時間帯間際や下校時刻間際に「雷雨」「強風」等悪天候となった場合

- (1) 緊急メール配信により、自宅待機または学校での待機をお知らせします。
- (2) 緊急メール配信を登録されていないご家庭の生徒には、電話等でお知らせします。